

2019年3月定例会 本会議質問と当局答弁

2019年 3月 7日(木)

◎山内涼成議員の一般質問と答弁(30分)

- 1、初めにアスベスト対策について伺います。
- 2、災害等による市営住宅の一時使用について伺います。



◎山内涼成議員への答弁

- 北橋市長（アスベスト被害対策について）
- 環境局長（アスベストアナライザーについて）
- 保健福祉局長（アスベストの実態調査について）
- 建築都市局長（災害等による市営住宅の一時使用について）

◎山内涼成議員の第2質問から第8質問（被災者の市営住宅一時入居について）

■建築都市局長の答弁

以上

2019年3月定例会 本会議 一般質問と当局答弁

2019年 3月 7日(木)

◎山内涼成議員の一般質問と答弁(30分)

皆さんこんにちは。日本共産党の山内涼成です。会派を代表して一般質問を行います。

1、初めにアスベスト対策について伺います。

アスベストとは、天然の鉱物で石綿と呼ばれ、安価で、かつ耐熱性、耐摩耗性などに優れていることから、従来、建材製品などに広く使用されてきましたが、これを吸い込むことにより、中皮腫、肺がん等の深刻な健康被害の発症リスクが高まることが明らかになったため、労働安全衛生法により、段階的な規制を経て、平成18年9月以降、重量比0.1%超のアスベスト含有製品の製造、輸入、使用等が禁止されました。当時、早稲田大学の村山武彦教授は今後40年間に10万人の中皮腫死亡者が出ると予測しています。

アスベストは、かつて年間約30万トン輸入され、輸入総量は約1000万トンでその8割以上が建材として使用されたと言われていたようですが、その使用実態は必ずしも十分に把握されていません。

アスベストを含有する建材が使用されている建築物等については、解体等を伴う建設工事が行われる際、アスベストの飛散・ばく露による健康被害を防止するため、大気汚染防止法等の関係法令に基づき、当該工事の発注者又は施工者に対して、事前の届け出、飛散・ばく露防止措置の実施が義務付けられています。

さらに、今後、アスベストが使用されている可能性がある建築物等の解体が増加することが見込まれていることや、近年における無届解体や解体現場でのアスベストの飛散事例の発生などの状況を踏まえ、平成25年6月の大気汚染防止法の改正により、①届け出義務者を施工者から発注者へ変更、②施工者に対するアスベスト含有建材の使用状況に係る事前調査の義務付け、③都道府県等による立ち入り検査の対象範囲の拡大など、アスベストの飛散・ばく露防止対策の強化が図られています。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災においては、建築物の壁面等の破損により屋内に使用されていたアスベスト含有建材が露出し、アスベストが飛散した事例が報告されています。今後、いつどこでどんな自然災害が発生するかわからない昨今、災害時におけるアスベストの飛散・ばく露防止についても、的確な準備措置を講じておくことが極めて重要です。

そこで伺います。

阪神淡路大震災や東日本大震災での被害の教訓から、平常時に計画的に吹付けアスベスト使用実態調査を推進し、アスベスト含有建築物の存在を把握しておくことが重要であることから、本市においてもアスベスト台帳の整理を推進しています。

本市のアスベスト台帳については、平成17年度より整備を開始し、1000㎡以上の対象建築物の調査を完了後、現在は1000㎡未満の建築物について吹付けアスベストの使用状況について調査し、データベース化を行っています。また、すでに把握できた1000㎡

以上の吹付けアスベストの対策済み及び未対応物件については、地図上で情報を可視化させた、GIS（地理情報システム）にて関係部局と情報共有しており、今後、1000㎡未満の未対応等の物件についても、使用状況が把握でき次第、GISへ情報を反映させるとのことです。

本市のこれまでの吹付けアスベスト使用実態調査における、調査の優先順位の考え方と、対象建築物の範囲の最終目標について答弁を求めます。・・・①

次に、東日本大震災や熊本地震で倒壊した家屋等から露出したアスベストを含む建材の把握に成果があったアスベストアナライザーについて伺います。

アスベストアナライザーは、持ち運びが容易で、アスベスト含有の有無を短時間で確認できる一方で、アスベスト含有率が法の規制では0.1%を超えるものに対し、1～2%以上の場合しか検知できないなどの精度面の課題が挙げられています。

しかし、災害を経験した都市を含めた5都市、札幌、横浜、川崎、神戸、熊本がアスベストアナライザーを保有し、平常時においても利用されています。

本市でもアスベストアナライザーを購入予定ですが、精度面等の課題があるものの、少なくとも短時間でアスベスト含有の有無を検知できる利点を生かした平常時での利用方法について答弁を求めます。・・・②

次に、社会福祉施設等における吹き付けアスベスト等及びアスベスト含有保温材等使用実態調査結果について伺います。

厚生労働省は、平成28年度に、平成26年の石綿障害予防規則の改正を踏まえ、アスベスト含有保温材等の使用実態を含む実態調査を実施し、その結果について平成30年3月26日に公表しました。当該調査においては、一部の施設でアスベストの使用がなされていたにもかかわらず、「未措置状態の施設」が見受けられたこと、また、「未回答の施設」及び「分析予定の施設」についても相当数に上ったことから、フォローアップ調査が実施されました。その際、「未措置状態の施設」等について状況把握を行うこととしています。

本市の調査方法は、施設を所管する部局から各施設に対して調査依頼をするというものです。調査に対する回答では、設計図書等で確認しアスベストは使用されていない、もしくはばく露の恐れがない施設が75%で、残り25%は分析調査依頼中か依頼予定となっています。設計図書の確認は誰がどのようにして行ったのか、また、どのレベルのアスベスト使用が調査されたのか答弁を求めます。・・・③

2、次に、災害等による市営住宅の一時使用について伺います。

昨年のも雨による災害で家に住めなくなり、市営住宅に一時避難されているご夫婦から相談を受けました。「家の裏のがけが崩れてきて屋根のギリギリのところまで止まっている。次に大雨が降れば家ごと押しつぶされるのではないかと不安だ。今は、一時避難の期間を延長してもらい市営住宅にいるが、1年経ったら市営住宅には居れなくなると言われた。私たち夫婦は覚悟して家に戻るしかないのでしょうか。」とのことでした。

改めて特定入居として市営住宅に入居するという選択肢がありますが、持ち家があるために市営住宅の入居要件を満たしていません。区役所では、「持ち家の名義を変えればいい」

とか、「家を売ちなさい」などと言われたそうですが、いつ崩れるかわからない崖の下の古い家の名義人には親族でもならないし、ましてや家を買う人がいるでしょうか。全く現実的ではありません。

また、民間賃貸住宅なども考えましたが、80歳を超えた老夫婦の年金生活で支払えるような家賃の家はなく、引っ越しの費用などまとまった資金を準備することもできません。

私は、せめて崩れた崖の整備など危険を回避する方法がないものか、県の担当者とも協議をしましたが、がけ崩れ対策の条件をクリアすることができませんでした。

いま、このご夫婦は今年の7月から住む場所がなくなるという不安を抱え、返事はわかっているけれど、度々区役所を訪れて相談する日々を過ごしています。

2月現在、市営住宅に一時避難されているのは18世帯、33人です。一時入居期間の延長をする方は、様々な事情があって延長せざるを得ないのが実態ではないでしょうか。このような実態をつかみ、災害における住宅困窮者救済の観点に立って、「市営住宅の一時使用に関する要綱」の見直しを検討すべきと考えますが、見解を伺います。……④

福岡県の平成31年度暫定予算に、住宅被災者自力再建促進事業として朝倉市、東峰村の九州北部豪雨の被災者が仮設住宅から移転する際の引っ越し費用に対する助成と、民間賃貸住宅へ入居する際の初期費用に対する助成制度が盛り込まれました。

被災者にとって、大きな負担となる引っ越し費用や民間賃貸住宅への入居時に係る敷金・礼金等に対する本市独自の助成制度が必要です。

見解を伺います。……⑤

◎山内涼成議員への答弁

※第二質問以降の党議員の分は、基本的に要約。

■北橋市長（アスベスト被害対策について）

アスベストの問題は、市民の健康に大変大きな影響を及ぼし、安全・安心な市民生活を脅かす重大な問題と認識しております。アスベストによる健康被害を防止するには、まずはその使用実態を把握することが重要であります。

しかしアスベストは様々な用途、規模の建築物に使用されている可能性があることから、調査すべき数も膨大であるため、優先順位をつけるなど計画的に実態調査に取り組む必要があります。優先順位の考え方、そしてこれまでの対応であります。本市では国の要請を受けまして優先的に調査すべきものとして、吹き付けアスベストの使用可能性が高い昭和31年から平成元年に建築されたもの、また吹き付けアスベストの飛散により社会的リスクの大きい千㎡以上の大規模な建築物を対象にして、平成17年度からアンケートによる実態調査を開始し、平成27年度に終了しております。また平成25年度から吹き付けアスベスト使用の可能性が高いと思われる千㎡未満の工場、店舗、病院などについても対象を広げ、優先的に調査を行っております。その後平成29年度に国の社会資本整備審議会から、社会的リスクの大きいものを優先的に把握することが必要だという提言があり、具体的な例が示されました。このため提言を受け、直ちに飲食店やホテル、旅館などの建築物を調査対象に追加し、早期の把握に努めております。

また市民からの問い合わせや相談などに対しては、調査の優先順位のいかんにかかわらず、必要に応じ、現地確認やアスベスト分析調査機関の案内などを行い、不安解消に努めております。

吹き付けアスベストは調査すべき数も膨大であり、実態把握に多くの時間を要しております。また調査範囲の最終目標については、国においても具体的に示されておられません。市としてはアスベスト対策の重要性について、広く市民に周知啓発することが急務と考えております。

引き続きアスベスト問題の解決に向け、使用実態の把握、周知啓発に努め、加えて市民からの問い合わせ相談などに対しては、これまで通り丁寧な対応を行ってまいりたいと考えております。

■環境局長（アスベストアナライザーについて）

アスベストアナライザーは、軽量な手持ち式の分析器でございます。建築物の吹き付け材などの表面に接触をさせまして、約10秒間計測することでアスベスト含有の有無を判定できるものでございます。

先の熊本地震では、倒壊家屋から屋外にむき出しとなりました吹き付け材などにつきまして、アスベスト含有の有無を迅速に確認し、アスベストを含む場合は、シートで覆うなどの応急対応に大きな成果を上げたところでございます。

またアスベストアナライザーは、厚生労働省の石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル、これにおきまして、建築物の解体時における見落とし防止や調査の効率化につながるものとして活用が推奨されているところでございます。

さらに国土交通省におきましては、今後アスベストが使用された年代の建築物が耐用年数をむかえまして、約10年後をピークに解体工事が増加すると推計しておりますことから、本市におきましても今月末に1台導入することとしております。

議員の方からアスベストアナライザーの平常時での利用方法についてお尋ねでございます。

本市におきましては市内で行われる解体工事の届出者、これが年間約1千件ございますが、こちらに対しまして、大気汚染防止法上のアスベスト事前調査の実施状況につきまして、書面、あるいはヒアリングによる確認を行い、実施漏れや調査の不備について助言・指導を行っているところでございます。

このとりくみをさらに補完するものとしまして、今後事前調査の結果、アスベストなしとされた建築物を中心に建築された年代や構造から、使用の可能性のある建築物、これは年間約120件と見込んでおりますが、アスベストアナライザーを活用した立ち入り調査を実施いたしまして、アスベストの見落とし防止の徹底をはかる予定にしております。

また解体作業を行っている建築物にアスベストが使用されているのではないかとといった市民の皆様からの通報、年間約10件ほどございますけれども、こうした通報に対しましても、アスベスト含有の有無を迅速に確認することができますので、市民のみなさんの安心安全につながるとりくみに活用できるものと考えております。

今後とも事業者に対しまして、きめ細やかな監視指導を行い、アスベストの飛散防止対策に万全を期してまいりたいと考えております。

■保健福祉局長（アスベストの実態調査について）

国は平成26年の石綿障害予防規則の改正などを踏まえまして、平成28年度に社会福祉施設等における吹き付けアスベスト含有保温材等使用実態調査、それから平成30年度にそのフォローアップ調査を、各自治体を通じ実施しております。

この調査の対象は、労働安全衛生法施行令の一部改正により、アスベストの使用が禁止された平成18年9月1日より前に着工した児童施設、障害者施設、高齢者施設などの建物工作物、とされております。

調査内容は、国の調査要領に基づき、発塵性が著しく高いレベル1に分類される吹き付け材、それから次にレベル2に分類される保温材、断熱材、耐火被覆材におけるアスベスト含有建材の使用の有無や、アスベストの除去や飛散しないような措置を行ったかなどの状況を調べることにされております。

なお、発塵性が比較的低いレベル3に分類されるビニール化タイルや屋根材スレート等は調査対象外とされました。

調査方法については、各社会福祉施設を運営する方が、建築物の設計図書等にもとづき使用されている建材が、調査対象建材に該当するか否かについて、設計事業者などに確認を行うなどして、調査対象建材、それからその使用部位を特定することという風にされております。

また設計図書等においてアスベスト使用の有無が確認できない場合は、分析調査を実施することという風にされております。

■建築都市局長（災害等による市営住宅の一時使用について）

被災して自宅に帰れない人の市営住宅の一時使用に関する要綱の見直しを検討すべきである、というご質問でございます。

公営住宅の入居者は、公営住宅法において、住宅に困窮する低額所得者で、現に住宅に困窮していることが明らかである、と定められています。市営住宅の一時使用は、災害により現住所に居住できない状態にあるもの、または災害の危険があるため、現住居に居住できない状態にあるものに対して市営住宅を一時的に使用許可するものでございます。

被災者が一時使用する場合は、許可期間を最長6か月、住宅使用料も、入居する住宅の最低金額と定めております。ただし、大規模自然災害と認定された場合は、原状回復や生活再建に日時を要することから、最長1年間まで期間を延長し、使用料も無料としているところです。

このように大規模災害の被災者に対しては、時間的・経済的な配慮をしており、この間に被災住宅の再建や新たな住居の確保などをしていただいているところです。

市営住宅の入居は収入基準や住宅困窮など、申し込み資格が法令で明確に定められております。本市においても入居希望者が住宅を所有・共有する場合は、所定の入居手続きの日

までの間に、住宅の所有権移転登記、または建物の抹消登記を行うこととしております。市営住宅の入居にあたっては、入居機会の公平性を保つうえでも、法や条例等の基準を遵守する必要があり、要綱を変更する考えは今のところございません。

次に被災者にとって大きな負担となる引っ越し費用や、民間賃貸住宅入居時の敷金・礼金に対する助成制度についてお答えいたします。

近年、平成28年熊本地震や平成29年7月九州北部豪雨など大規模な自然災害が多発し、建物の倒壊流失などにより、被災者は避難を余儀なくされております。

災害発生時には、迅速な被災者の一時避難先の確保や仮設住宅等の整備を行うことが求められております。

本市では、自然災害が発生し、住宅が被災した場合、市営住宅を一時使用として提供するほか、被害の程度に応じて、災害見舞金等を支給し、被災者の生活再建に役立てていただいているところです。

また大規模災害時には、被災者生活再建支援法に基づく国の支援金や福岡県から配分される義援金を、市が窓口となり支給の手続きを行っているところです。

今回福岡県は、平成31年2月定例会において、平成31年度暫定予算として、朝倉市及び東峰村の九州北部豪雨の被災者に対して、すでに実施されている被災者住宅再建支援事業、災害公営住宅等の整備に加え、住宅被災者自力再建促進事業費を計上しております。

具体的には仮設住宅等の提供期間満了までの間に、被災者が円滑に住まいの再建を進められるよう、民間賃貸住宅へ入居する際の初期費用に対して、1世帯当たり一律20万円、仮設住宅等から移転する際の引っ越し費用に対して1世帯当たり一律10万円を助成するものでございます。

議員ご提案の本市独自の助成制度については、まずその必要性を見極めることが肝要であると考えております。そのため、災害の規模に応じた被災者の生活再建にかかる支援制度については、福岡県や他都市の対応状況等を踏まえ、今後検討してまいりたいと考えております。

◎山内涼成議員の第2質問（被災者の市営住宅一時入居について）

家の裏のがけ崩れ、それから土砂を支えている柵が、その勢いで家の屋根にもたれかかっている状態で、市営住宅に一時避難された方のお話をさせていただきました。

それは大雨が続けば、間違いなく土砂が家を襲うという二次被害の恐れがあったからであります。

崖の所有者は何の対策も講じていない、となると、二次被害の恐れはいまだ亡くならない。そういった状況で一時入居の期限である1年を迎えようとしている。家に帰って雨が降るたびに眠れない日々を過ごすよりも、このまま市営住宅に家賃を払ってでも済ませてほしいという気持ちは、皆様にもわかっていただけたらと思う。

しかし市営住宅は、持ち家がある場合、住宅が滅失、すなわち家がなくなるか、住めない状況にならない限り入居ができない。

二次被害が起きる可能性が極めて高い住宅で、健康な生活ができるでしょうか。命の危険がある家に帰るしかない市民は、住宅困窮者ではないのか。答弁を。

■建築都市局長

今ですね、半年が過ぎまして、さらに延長するかというご連絡をして、18世帯様々の方のご意見、状況を確認している状況でございます。

そういった形で一律にどうか、いうところの部分の判断というのは、協議の中で決まっていくなものと、言う風に考えております。

◎山内涼成議員の第3質問

延長はいいが、1年たったなら出らないかんわけだ。そこを聞いている。こうやって1年がたって出ないけん状況になった時に、家があるから入居できないということになれば、こういった人たちは、住宅困窮者ではないんですかということを知っている。

■建築都市局長

今入居されている方の家ですね、明らかにそこで住めない形になれば、住宅困窮者になるという風に考えられます。

今の現状の中で、それが居住できるかどうか、というところになると思う。

◎山内涼成議員の第4質問

それがそうなんです。滅失、家が滅失、すなわち住めない状況になっているということ、なくなっているか住めない状況、ということが法の趣旨だと思う。二次被害が起こる可能性、命の危険がある家に帰れということ、こういった方々は、住宅困窮者といえるのか、言えないのか、もう一度答弁を。

■建築都市局長

そういった方たちについても、住めるかどうか、ということだと思っています。

今住めない状態になれば、危険な空き家という形になると思います。その危険な空き家の場合には、空き家を除却していただく、これはあのう、建築都市の方である空き家対策、こういった中で、考えられると思います。

◎山内涼成議員の第5質問

空家を除却していただくと、言うようなことは全く現実的じゃないという話をさせていただいたと思う。私ね、こういう住宅に困窮した人がいるときにこそ、公営住宅というものがあるんだろうと思うが、公営住宅制度の趣旨は、局長、何か。

■建築都市局長

先ほどもご答弁申し上げましたように、公営住宅の趣旨というのは、住宅困窮者のため

のセーフティーネット、そういう役割になっております。

◎山内涼成議員の第6質問

やはり住宅困窮者であると言わざるを得ない。そしたらやはりこういった命の危険がある家に戻れなんてことは、絶対に言えないはずだ。

市営住宅の特定入居、この要件に二次被害の恐れのある住宅、入れるべきではないか。事業主体として国交省にこれを尋ねたことがあるか。

■建築都市局長

国交省に尋ねている事例というのはございませんけれども、二次被害の部分についても、住宅困窮者で特定に依拠できるかという部分については、まあ逆に言うと国交省の方と協議しながら判断することになると思いますけれども、現時点では持ち家があるということで入居できない形になります。

◎山内涼成議員の第7質問

特定入居というのは、1年が経過した、市営住宅を出ないといけない状況になった、そしたら家賃を払って住み続けるという制度であります。私、国交省に尋ねた。そしたら事業主体が現状を把握して判断すべきという見解を示している。どうですか。

■建築都市局長

事業主体の方がそういった判断するというのであれば、そういった状況の部分を確認するということになりますけれども、現時点では、そういった公平性とかですね、いままでそういう災害の方についても、同じように空家の中継移転とかそういったことをしていただきながら入居していただいていますので、今のところそういった形で進めていきたいと思っております。

◎山内涼成議員の第8質問

では現状を確認して、事業主体が判断をしてください。家に帰れないのですから。よろしくをお願いします。

私、誰一人として取り残さないSDGsのスローガン、それから住み続けられる街、素晴らしい目標だと思っている。住む家がない市民に寄り添ってどうにかならないかと、そういうあらゆる対策を模索するというようなトップランナーであってほしい、ということをお願いして、質問を終わります。

以上